

平田仁子と読み解く、 パリ協定後の気候変動対策



第12回

気候変動対策をとらないと訴えられる？

認定NPO法人 気候ネットワーク 理事 平田 仁子

日本の気候変動政策の形成過程では、「気候変動対策は企業にとって追加的なコストであり雇用や経済に悪影響を及ぼす」という議論を必ずといっていいほど耳にします。しかし、国や企業にとってのリスクはそれだけではありません。最近世界では、気候関連の訴訟の事例が多く見られるようになり、気候訴訟のリスクもまた現実的なものとなっています。

世界の気候訴訟の代表的な事例

気候変動対策の責任がありながら適切な対策を取らないという理由で、いくつかの政府は訴えられています。また、これまでの排出に責任がある企業がターゲットになって訴えられるケースもあります。アメリカには数々の訴訟があるのですが、ここではアメリカ以外の二つの事例を紹介しましょう。

まず、オランダの有名な訴訟の事例です。

この事例は、オランダの886人の市民とNGOであるウルゲンダ・ファウンデーションが、オランダ・ハーグ地方裁判所に、政府に対し、意欲的な温室効果ガス排出削減をする義務を求めたもので、裁判所は2015年6月、政府に対し、2020年に1990年比で25%削減することを求めました。この判決は、国が気候変動を防ぐための法的な義務があると世界で初めて認めた画期的なものとなりました。

このウルゲンダの裁判が引き金となり、パキスタン、アメリカ、ニュージーランド、ノルウェーでも、同様に政府には温室効果ガス排出削減義務があるとの判決が出されています。現在は、ベルギー、スイス、イギリス、インド、コロンビアなどでも同様の訴訟が起こっており、他の多くの国でも訴訟の準備が進められ、世界的な動きになっています(※1)。

また、ドイツでは前例のない民事訴訟が提起されています。この事例は、ペルーに住む農夫サウル・ルシアノさんが、遠くドイツの4大電力会社の一つであるRWEを訴えた民事訴訟です。サウルさんは氷河湖の下流の町フアラス(Huaraz)に住んでいますが、温室効果ガスの排出増加により、近年、氷河の融解により氷河湖の水位が上昇し被害対策に追われています。訴訟でサウルさんは、町と自分たちの生活を守るために、0.47%分の世界の温室効果ガス排出責任をも



オランダ気候訴訟の判決を祝福する市民たち
(出典: Urgenda/Chantal Bekker)



原告のペルー農夫
サウル・ルシアノ氏
(写真: Germanwatch)

つRWEに対し、応分の被害対策費を支払うよう求めています。

これに対し、エッセン地方裁判所は、RWEの排出行為と被害との因果関係は認められないと請求を棄却しましたが、2017年11月13日のハム上級裁判所は、たとえ適法に行動していても自らの行動の結果に責任を負わなければならない、原告の請求には理由がある、とし、氷河湖の洪水被害の危険性や、RWEの温室効果ガス排出の寄与度などについての鑑定依頼を行ったところです(※2)。11月13日はCOP23の開催期間であったことから、この裁判所の判断は会場でも大きな話題となりました。

日本では？ 一過去の事例は限られるが、これからは増加の可能性も

日本の気候訴訟の事例はこれまでのところ限られています。一つに、気候ネットワークが省エネ法に基づくエネルギー情報の開示請求に対し、一部の企業の情報が非公開であったことに対し、国(経済産業省)に情報公開を求めた訴訟(2005～2011年)があります。この訴訟では、非公開の企業を選び出し、東京・名古屋・大阪の三つの地方裁判所で争い、三つの地裁で勝訴し、東京・名古屋の高等裁判所でも勝訴し、裁判所は情報開示を命じました。しかし大阪高等裁判所、さらに三つの案件をまとめた最高裁判所では、国の非公開決定を認め、請求を棄却しました(※3)。

また、環境法律家連盟が提起した通称「シロクマ公害調整・シロクマ裁判」の事例(2011～2016年)もあります。この事例では、日本の温室効果ガス排出量の約3割を占め発電部門に責任がある電力会社11社を相手

に、公害等調整委員会に対して「CO₂の排出は公害である」として、シロクマ1頭および申請人108人と3団体で公害調停を申請しました。公害等調整委員会がこの申請を却下したため、弁護団はさらに、却下の取り消しを求めて国に対して訴えを東京地方裁判所に提起しましたが、東京地裁は請求を棄却し、控訴に対しても東京高等裁判所は一審の判断理由を是認し、上告も不受理となりました(※4)。

2017年以降には、最近新しい動きも出てきています。仙台では2017年10月に運転を開始した石炭火力発電所である仙台パワーステーション(関電エネルギーソリューションと伊藤忠エネクス)の操業差止を求め、2017年9月に、地元住民を含む124名が訴訟を提起しています(※5)。また神戸でも、神戸製鋼とその子会社であるコベルコパワー神戸、関西電力に対し、石炭火力発電所の建設に対し、これまで480人近くの申請人が公害調停を申し立て、環境影響評価のやり直しや電力需給契約の解消を求めています(※6)。

日本では訴訟という方法自体が一般にはあまり身近なものではありませんが、昨今の世界のトレンドに乗って、今後は、多数の石炭火力の建設によってCO₂排出を増加させる企業や、十分な対策を講じない排出責任の大きい企業、さらに、意欲的な削減目標を掲げない政府が訴訟対象となっていく可能性もあるかもしれません。

〈関連ウェブサイト〉

- (※1) オランダを始めとする世界の気候変動訴訟の動向については、ウルゲンダ・ファウンデーション(<http://www.urgenda.nl/en/climate-case/>)より。
- (※2) ペルーの農夫の訴訟の動向は、ドイツの環境NGO・Germanwatch(<http://germanwatch.org/en/huaraz>)より。
- (※3) 気候ネットワーク情報開示訴訟の詳細は同団体(<https://www.kikonet.org/national/disclosure/information-disclosure-lawsuit>)より。
- (※4) シロクマ公害調整・シロクマ裁判の経過は、気候ネットワーク(<https://www.kikonet.org/national/monitoring/shirokuma-saiban>)より。
- (※5) 仙台パワーステーション操業差止訴訟特設サイト(<https://stopsendaips.jp/>)より
- (※6) 神戸の石炭火力発電を考える会(<https://kobesekitan.jimdo.com/>)より。